

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年 7 月17日
【事業年度】	第38期（自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日）
【会社名】	インスペック株式会社
【英訳名】	inspec Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼代表執行役員 菅原 雅史
【本店の所在の場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の 1
【電話番号】	0187（54）1888
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 佐藤 保
【最寄りの連絡場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の 1
【電話番号】	0187（54）1888
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 佐藤 保
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	2022年4月	2023年4月	2024年4月	2025年4月	2026年4月
売上高 (千円)	1,762,330	2,290,440	1,668,357	2,237,768	2,478,950
経常利益又は経常損失 () (千円)	132,346	81,502	263,297	116,924	78,653
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	155,399	78,844	353,827	142,270	76,855
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	677,951	802,566	810,462	813,874	813,874
発行済株式総数 (株)	3,790,400	3,983,800	4,006,800	4,012,800	4,012,800
純資産額 (千円)	1,087,642	1,407,446	1,079,166	958,564	1,037,085
総資産額 (千円)	3,277,238	3,977,935	3,739,515	3,000,683	3,738,311
1株当たり純資産額 (円)	241.92	309.68	220.54	186.45	205.61
1株当たり配当額 (円)	3.00	3.00	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	41.00	19.96	88.34	35.51	19.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	40.26	19.68	-	-	18.87
自己資本比率 (%)	28.0	31.0	23.6	24.9	22.1
自己資本利益率 (%)	18.6	7.3	33.4	17.4	9.8
株価収益率 (倍)	35.6	87.3	-	-	37.8
配当性向 (%)	7.3	15.0	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	175,678	589,113	105,442	543,970	519,429
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	329,120	163,562	77,869	66,755	27,765
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	390,731	630,921	129,780	675,475	548,947
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	558,774	437,131	594,574	396,317	454,532
従業員数 (人)	72	84	85	85	85
株主総利回り (%)	67.0	80.2	45.1	27.1	33.4
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(102.4)	(114.1)	(155.5)	(155.1)	(221.8)
最高株価 (円)	2,428	2,059	2,280	1,153	922
最低株価 (円)	1,150	845	931	407	499

- (注) 1. 第36期及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第36期及び第37期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。
3. 最高・最低株価は2017年9月1日から2022年4月3日までは東京証券取引所市場第二部、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
4. 第34期から第38期の持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社のみであるため、記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
1984年 1 月	エレクトロニクス分野における電子部品組立を事業目的として太洋製作所を創業
1988年 5 月	秋田県仙北郡（現仙北市）角館町西長野に有限会社太洋製作所を設立
1991年 6 月	株式会社太洋製作所に組織変更
1991年10月	秋田県仙北郡（現仙北市）角館町雲然に本社移転、新社屋建設
1996年 2 月	中小企業庁より研究開発支援事業の「中小企業創造活動促進法」に基づく研究開発支援事業の認定を受ける
1997年 3 月	通産省より「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（新規事業法）」に基づく支援事業の認定を受ける
1997年 7 月	リードフレーム検査装置（MV7000シリーズ）販売開始
2001年 1 月	インスペック株式会社に商号変更
2002年 1 月	BGA検査装置及びテープ検査装置用画像処理専用コンピュータ「inspec」開発完了
2002年 3 月	BGA検査装置（BF2000シリーズ）販売開始（inspec 搭載）
2002年 7 月	TABテープ検査装置（TR2000シリーズ）販売開始（inspec 搭載）
2003年 3 月	東京都港区に東京オフィス開設
2005年 3 月	高性能パターン検査装置用画像処理専用コンピュータ「inspec」開発完了
2006年 6 月	株式会社東京証券取引所マザーズ市場へ上場
2006年10月	本社工場増改築工事竣工
2009年 5 月	世界最高性能の基板AOI（パターン検査装置）SX5000シリーズを販売開始
2009年 7 月	経済産業省より「2009年度戦略的基盤技術高度化支援事業」に採択
2009年11月	経済産業省より「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」に採択
2010年10月	基板AOIの世界市場向け戦略製品SX3300シリーズを販売開始
2011年 6 月	台湾TKK（Taiwan kong king Co.,Ltd.:台湾港建股份有限公司）と総代理店契約締結
2011年 8 月	インライン高性能検査装置を販売開始
2012年10月	フレキシブル基板（FPC）向け小型AVI（最終外観検査装置）AV500 を販売開始
2012年11月	経済産業省より「2012年度グローバル技術連携支援事業」に採択
2013年 9 月	台湾に現地法人「台湾英視股份有限公司」（英文名：Inspec Taiwan Inc.）を設立
2016年 6 月	ロールtoロール型高性能検査装置RAシリーズを販売開始
2017年 9 月	東京証券取引所マザーズ市場から同証券取引所市場第二部へ変更
2019年 1 月	長野県長野市に長野サポートセンターを開設
2019年12月	本社工場増改築工事竣工
2020年 4 月	ISO9001認証取得
2020年11月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）より「2020年度戦略的省エネルギー技術革新プログラム」に採択
2021年 7 月	車載用FPC基板向けロールtoロール型検査装置RA7400を販売開始
2022年 4 月	東京証券取引所市場第二部から同取引所スタンダード市場へ移行
2022年 8 月	香港WVG（World Wide Semi-Conductor Equipment Co.Ltd.: 香港公司環球集團）と代理店契約締結
2023年 1 月	ロールtoロール型検査装置RA7000シリーズが、第9回ものづくり日本大賞経済産業大臣賞受賞
2025年 7 月	滋賀県草津市に滋賀サポートセンターを開設
2025年10月	秋田県秋田市に秋田開発センターを開設

3【事業の内容】

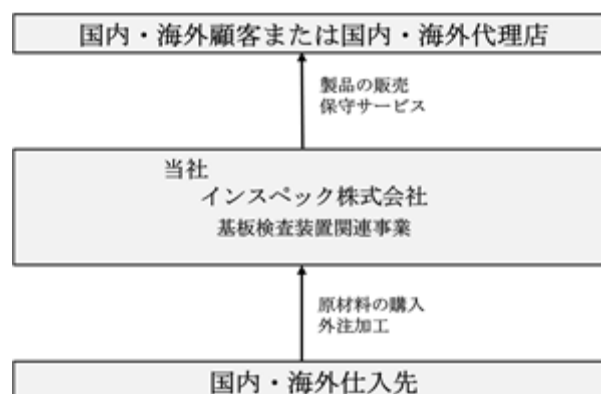
当社グループは、当社（インスペック株式会社）及び台湾英視股份有限公司の2社により構成されており、当社グループの事業は、基板検査装置関連機器製造・販売を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する研究開発及び保守・サービス等の事業活動を展開しております。

なお、台湾英視股份有限公司については、連結財務諸表に及ぼす影響に重要性が乏しいため、連結の範囲より除外しております。

基板検査装置関連事業	インスペック株式会社	生成AIの普及によるデータセンター向けのCPU・GPUに使用される半導体パッケージ基板及びスマートフォンなどのデジタル機器に使用される精密プリント基板などの外観検査装置の開発、製造、販売及び保守サービスを行っております。
------------	------------	--

[事業系統図]

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「確かな技術とあくなき挑戦で、創造社会を切り拓く」というパーパス（存在意義）のもと、以下の課題に取り組んでおります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

2026年4月期の半導体関連分野におきましては、生成AI向けデータセンター投資の拡大を背景に、最先端半導体パッケージ基板の需要が堅調に推移しました。これに伴い、当社の主要取引先である半導体パッケージ基板メーカー各社における設備投資が拡大したことから、半導体パッケージ基板検査装置関連の引き合い及び商談は活発化しました。一方で、自動車関連分野におきましては、中国においては電気自動車（EV）市場が堅調に推移しているものの、EV向けFPC市場では現地メーカーの競争力向上や現地調達進展などにより、当社向け需要は伸び悩みました。

当社は、2025年4月期に露光装置関連事業から撤退したことで、改めて中期経営計画を見直し、2028年4月期をゴールとした中期経営計画を2025年6月に策定いたしました。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

高い競争力を持つ装置の開発

当社の主力製品である精密基板検査装置においては、AIの急速な進歩を背景に高機能AI半導体の市場拡大に伴い、高密度チップレット基板など最先端パッケージ基板のニーズが拡大しております。

当社はこの動向に対応するため、2025年7月にL/S = 1.5/1.5 μ mまで対応可能な新製品「SX7000」シリーズをリリースいたしました。今後は、微細化・高密度化する配線パターンに対応した高精度検査技術の開発をさらに加速するとともに、AI技術を活用した画像処理の高度化及び検査処理の高速化を推進してまいります。

また、配線パターンの欠陥修復を行うリペア装置についても、2025年7月に新製品「LX7000」をリリースしており、現在も機能高度化に向けた開発を継続しております。これにより、検査から修復までを一体化したソリューションを提供し、顧客の製品品質向上及び歩留まり改善に貢献してまいります。

さらに、生産現場における省人化ニーズの高まりを踏まえ、全自動化検査システムの機能高度化及びライン統合を推進し、顧客の生産性向上に資するソリューション提供を強化してまいります。

これらの取り組みを通じ、急拡大する先端半導体パッケージ分野における競争力強化と事業拡大を図ってまいります。

L/S：ライン&スペース（基板上の配線幅と配線間のスペースの寸法を表す）

収益体質の強化

原材料価格の高騰や円安の進行に加え、中東情勢の不安定化により、原材料価格のさらなる上昇や調達リードタイムの長期化が顕在化しており、当社製品の製造コスト増加及び利益率低下の要因となっております。

これらに対応するため、顧客との交渉を通じた適正な価格転嫁を推進するとともに、生産効率の向上による原価低減に取り組んでおります。

具体的には、見積段階から工数及び技術ノウハウを精緻に管理することで原価算定精度の向上を図るとともに、予算管理の強化を通じて継続的なコスト削減を推進しております。

また、サプライチェーンの見直しを進め、新規サプライヤーの開拓及び調達先の多様化により供給リスクの分散と納期安定化を図り、QCDの向上に努めております。

今後も、不確実性の高い外部環境に対応可能な強靱かつ柔軟な供給体制の構築を推進し、収益体質の強化と中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

海外市場向け販売の強化

海外市場においては、既存代理店であるWorld Wide Semi-Conductor Equipment社と連携し、中国、タイ及びベトナムでの販売活動を推進しております。

今後は、東アジアを中心とする半導体関連市場を主要ターゲットとし、台湾・中国での展示会出展や、台湾現地商社との連携強化を進めるとともに、当社子会社である台湾英視股份有限公司における実機デモンストレーションを通じて商談機会の拡大を図ってまいります。

加えて、タイ及びベトナムを中心とした東南アジア市場においても展示会出展等を通じ、販売活動の強化を図ってまいります。

人的資本経営の強化

当社は、持続的成長を支える組織力の強化に向け、人的資本への投資を重要課題として位置付けております。市場環境の不確実性が高まる中、社員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境の整備が不可欠であるとの認識のもと、人事評価制度の定着を図るとともに、新たに策定した人材育成プログラムに基づき、階層別研修や専門スキル研修を推進しております。

また、初任給の引き上げ及び基本給のベースアップを継続的に実施し、社員の働きがい向上と優秀な人材の確保・定着に努めております。

さらに、パーパス及びバリューの浸透を通じて組織の一体感を醸成し、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、持続的な企業価値向上に向け、コーポレート・ガバナンスの実効性向上及び透明性の確保を重要課題としております。

リスク管理体制については、従来のモニタリングに加え、リスクの早期把握及び迅速な対応を可能とする体制の高度化を推進しております。具体的には、社外役員による監督機能の強化や、コンプライアンス・リスク管理委員会における重要リスクの優先順位付け及び対応状況の定期的なレビューを実施しております。

また、情報開示については、財務情報に加え非財務情報の充実及びタイムリーな開示を推進し、ステークホルダーとの対話機会の拡充を図ることで説明責任の一層の明確化に努めております。

(4) スリムでシンプルな経営体制

当社は製造業ですが、メーカーとしては極めて小規模な企業体制を取っております。この小規模体制であることを強みとして活かし、その上でグローバルマーケットに向けて事業を展開していくため、コア技術及び業務は社内 で確立し、アウトソーシングが可能な業務については、外部企業の協力を得ることで必要な生産能力を確保し事業の拡大を図ってまいります。

このため、販売活動のみならず生産業務、サービス業務、一部の開発業務等についても、国内外を問わず求める能力とコストのバランスを検討し、最適なパートナーと判断できる企業との協力関係を構築して事業活動を進めてまいります。

なお、計画実現のため、販売部門、サービス・サポート部門、設計及び開発部門それぞれの部門でマンパワーの増強に取り組んでおり、若手社員の育成とともに、将来の事業拡大を支える経営基盤の強化に取り組んでおります。

この方針のもとに、高成長・高収益を目指し、強固な経営基盤の構築を実現してまいります。

(5) 財務及びキャッシュ・フロー方針

当社は、製品の生産活動及び技術開発や製品開発等の投資活動を通し、継続的な成長を実現し、最適な財務及びキャッシュ・フロー戦略を実行してまいります。

今後、中期経営計画の中で創出されるキャッシュ・フローは、戦略投資と財務基盤の強化について健全なバランスを維持して活用してまいります。

また、大口受注等による一時的な資金需要については、現状の金融機関との良好な関係をもとに資金需要のロットに合わせて機動的な資金調達方法により事業資金の安定化に努めてまいります。

剰余金の配当につきましては、当事業年度の業績及び財政状態等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ではございますが無配とさせて頂いております。

(6) 目標とする経営指標

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、パーパスのもと、基板検査装置関連事業の成長の持続と稼ぐ力の向上で企業価値拡大を図り、2028年4月期をゴールとした中期経営計画のもと、中長期的な目標として営業利益率15%以上、ROE（自己資本利益率）15%以上を目指し、PBR（株価純資産倍率）の向上を図ります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社は、「確かな技術とあくなき挑戦で、創造社会を切り拓く」というパーパスを掲げており、「Society5.0」ともいわれる創造社会の実現に事業活動を通じて真摯に取り組んでおります。創造社会とは「誰もが輝き心豊かに生きることが出来る社会」とあり、「社員が幸せになれる会社」への取り組みこそが創造社会の実現への取り組みであると認識しております。

当社は、このパーパスに基づき、現在地球が抱えている様々な問題に対して、SDGs活動における地域社会への貢献や、環境問題解決への貢献に次のとおり取り組んでおります。

- ・自社製品の技術革新による生産性向上・人手不足解消・クリーンエネルギー技術発展への貢献
- ・工場・オフィス室内照明のLED化による環境負荷軽減への貢献
- ・事務処理のペーパーレス化による環境負荷軽減への貢献
- ・本社工場に再生可能エネルギー100%を導入したことによる環境負荷軽減への貢献

今後も事業活動及び事業活動を通じたSDGs活動によって、創造社会と持続可能な社会の実現を目指し、全てのステークホルダーの期待に応えられるように取り組んでまいります。

(1)サステナビリティ

ガバナンス

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。サステナビリティへの取り組みについても、この体制の下で管理・運営しております。

リスク管理

当社のリスク管理体制については、全社的なリスクに関する課題・対応策を審議・承認する会議体として代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、毎月1回開催される経営会議と同時に開催しております。

(2)人的資本

戦略

当社は、サステナビリティ経営推進のため、人的資本を最重要課題と位置付けております。人員計画については、ここ数年強化してきた新卒・中途の採用活動が実を結び、世代交代が順調に進んでおり、役職定年を迎えた社員をシニアエキスパート職として配置するなど、若手・中堅・シニアの幅広い世代が活躍できる職場づくりに取り組んでおります。人材育成については、従来行っていた従業員の役割に応じた階層別研修や、グローバル人材育成のための全従業員対象の英語研修に加え、年間を通じて複数回にわたる若手社員向け社会人基礎力研修、中堅社員向けマネジメントスキル研修、さらに当社のコア技術に関連した専門基礎知識習得のeラーニング研修など、多様な人材育成プログラムを体系的に整備してまいりました。これらの取り組みを通じて、人的資本の高度化と持続的な価値創出につなげております。

また、従業員一人ひとりが働きがいのある職場づくりを目指して、新たな人事評価制度を導入したほか、ノー残業デー設定による時間外労働の削減、計画有給による休暇取得の推進、時間単位の有給休暇と病気休暇制度の新設、育児・介護の両立支援などワークライフバランス実践に向けた取り組みも積極的に行っております。

指標及び目標

当社は、上記戦略に関し、女性管理職割合増加を目指した人材教育を行うことを目標としております。2026年4月期の実績及び長期目標(2030年4月期)については以下のとおりです。

指標	2026年4月期	長期目標 2030年4月期
女性雇用比率	15.3%	20.0%
女性管理職比率	4.3%	20.0%

なお、労働者の男女の賃金の額の差異についての実績は、「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等(2)従業員の状況 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異」に記載しております。

3【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くはないと見られる事項を含め、投資家の投資判断上、重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社はこれらのリスクの発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生の際の対応に努力する方針ですが、本項目の記載は当社の事業または当社株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものではありません。当社株式に関する投資判断は、本項目以外の記載内容をあわせて慎重に検討の上、行われる必要があると考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 設備投資需要の変動について

当社の業績は、景気変動による設備投資の増減の影響を大きく受ける傾向にあり、何らかの要因で日本及び主要事業国の台湾、中国において設備投資需要が落ち込んだ場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他社との競合について

当社の検査装置は、自社で開発したコア技術が競争力の原点となっており、当社の成長はこの技術に依存していくものと予想しております。当社は、今後も継続して大きな競争力を持つシステムの開発を進めていきますが、他社が同様のシステムあるいは当社の製品を上回る性能を発揮するシステムを開発する可能性は否定できないため、当社事業において競争力が失われた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新製品の開発・販売について

当社の検査装置は、自社で開発した画像処理専用コンピューターをコアとした画像処理システムを特徴としており、画像処理システムのバージョンアップや検査対象の拡大など、今後も継続して魅力ある製品開発を行っていく予定であります。

新製品開発のためには先行して長期的な投資と大量の資源投入が必要ですが、これらのすべてが新製品・新技術の創造へとつながる保証はなく、また、新製品や新技術への投資に必要な資金と資源を今後十分確保できるという保証もありません。

さらに、当社がユーザーから支持を獲得できる新製品・新技術を正確に予想することができるとは限らず、開発した新製品の販売が必ずしも成功する保証もありません。このため、当社が業界とユーザーの変化を十分に予測できず魅力ある新製品を開発できない場合には、開発のための先行投資が売上に貢献せず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 製品のライフサイクルについて

当社の検査装置は、軽量化や小型化に向けた技術革新の進展が早いデジタル家電分野の商品を対象としており、より微細なものを検査する、あるいは製造する必要があることから装置性能の向上が求められ、新しいニーズが連続的に発生いたします。半導体分野及び精密プリント基板分野のメーカーからは、短期間で性能向上を実現する開発が求められるため、当社の開発に遅れが生じた場合には、顧客ニーズに対応しきれずに受注のタイミングを逃す可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品保証について

当社の製品については、品質不良あるいは製品不具合に対して、検収後1年間の無償保証期間を設けております。製品保証に伴い発生する費用に対しては、過去の実績等をもとに製品保証引当金を計上しておりますが、新製品など従来とは異なる仕様の製品などで引当額以上の保証費用が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 優秀な人材の確保について

当社の事業は、ユーザーからの要求に応じて最先端かつ高度な技術力を提供していくことが重要な要素であります。このような要求に対応し、ユーザー満足度を高め、製品の付加価値を高めていくためには、優秀な人材の確保が重要となります。このため、タイムリーに必要な人材の確保ができない場合や優秀な従業員が多数離職した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 検収時期の変動による業績変動の可能性について

当社の検査装置は、通常、受注から検収まで約4～6ヶ月を要し、ユーザーの検収に基づき売上を計上しております。そのため、当社は製品の設計から納品までの製造工程を管理し、計画どおりに売上計上できるように努めておりますが、ユーザーの設備投資計画の変更または事業方針の変更等により、仕様あるいは納期が変更されることもあります。この場合、1台当たりの製品が比較的高額であることから、ユーザーの検収タイミングによっては、事業年度期間を前後することで当社の売上が変動し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 有利子負債の依存度について

当社は、財務戦略として一定規模の有利子負債に依存しております。そのため、金利が上昇した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の有利子負債の内訳

(単位：千円)

区分		第37期 前事業年度 (2025年4月期)	第38期 当事業年度 (2026年4月期)
流動 負債	短期借入金	1,000,000	1,720,800
	1年内返済予定の長期借入金	154,224	130,438
固定 負債	長期借入金	507,086	376,648
有利子負債計		1,661,310	2,227,886
総資産		3,000,683	3,738,311
有利子負債依存度		55.4%	59.6%

(9) 知的財産権について

当社の技術の中には、画像処理専用コンピューターにおけるソフトウェアのように、特許として知的財産権を獲得するよりも、ノウハウとして保有するほうが事業戦略上有利であると考えられるものもあり、必ずしも全ての技術について特許を出願する必要はないと考えております。

当社は、特許の出願については、有用性及び費用対効果を考慮して行っており、当社独自の技術あるいは研究成果について、必要かつ可能な範囲において特許権等の知的財産権の登録を行い、権利保護に努めることとしておりますが、他社により当社の権利が侵害される可能性があります。

また、ノウハウとして保有している技術についても他社が利用する可能性もあります。

一方、当社では、第三者に対する知的財産権の侵害を行っていないものと認識しておりますが、当社の事業分野における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であります。したがって、万一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償または使用差止め等の請求を受ける可能性があります。

これらの事態が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 経営陣への依存度について

当社の創業者であり代表取締役社長兼代表執行役員である菅原雅史は、経営方針や戦略の決定をはじめ、主要な取引先へのトップセールスなど、当社事業において極めて重要な役割を果たしております。現在、退任の予定はなく、当社も依存しない体制作りを行っておりますが、万一、当該体制が構築される前に何らかの事情で当社を離れる事態となった場合には、当社の事業活動に重大な影響を与える可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社は、従業員85名(2026年4月30日現在)と会社規模が小さいため、社内体制も組織規模に応じたものになっております。今後、事業規模が拡大し、それに応じた社内体制の構築が実現できない場合には、迅速かつ適切な内部管理を行えず、事業運営に制約を受ける可能性があります。

(12) 海外展開について

当社は、2012年度より本格的に海外展開を図っており、台湾及び中国の顧客への販売強化、サポート体制の確立のため、代理店と連携を図りながら推進しております。海外では予測しがたい規制や法律、政情不安、社会的混乱、為替、人材確保などのリスクが存在しており、これらの事象によっては当社の経営成績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害等による影響について

当社は創業の地である秋田県仙北市に本社があります。今後、当地域において大地震等の自然災害等が発生した場合は、当社の業績のみならず当社の活動に影響を与える可能性があります。

また、感染症の拡大によって事業活動に影響を受ける可能性があります。当社では、適宜リスク管理委員会を開催し検討の結果、必要な処置を施すことにより従業員等の安全を守るよう努めております。具体的には、Web会議システムの導入やテレワークの実施、リモートで立上作業を行う等の感染予防策を講じておりますが、この影響が継続・拡大した場合には、取引先との商談や工場稼働の悪化要因にもなり、当社の経営成績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 企業買収、資本提携について

当社は、事業の拡大や競争力の強化などを目的として、企業買収や資本提携などを実施することがあります。これらを行う際には、対象となる市場や事業並びに相手先企業の経営状況などのリスク分析を行ったうえで判断しておりますが、当社や対象企業を取り巻く事業環境の変化などにより、当初期待していたシナジー効果や新事業創出などのメリットを得られない場合や出資先の業績不振により「のれん」や「株式薄価」などの減損損失を計上する場合には、当社の経営成績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

当事業年度末の財政状態につきましては、総資産が3,738百万円となり、前事業年度末に比べ737百万円増加しました。一方、負債は2,701百万円となり、前事業年度末に比べ659百万円増加しました。また、純資産は1,037百万円となり、前事業年度末に比べ78百万円増加しました。

経営成績の状況

当事業年度（2025年5月1日～2026年4月30日）における世界経済は、米国の通商政策の影響や中国経済の停滞、中東情勢の緊迫化などに伴う地政学リスクの高まりにより、不確実性の高い状況が継続いたしました。わが国経済につきましては、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇の影響等により依然として不透明感が残る状況が続いております。

当社の主要な事業分野である半導体パッケージ基板市場におきましては、国内外でAIデータセンター（以下「DC」といいます。）向けの活発な投資が継続しており、高性能半導体パッケージ基板の需要は引き続き高水準で推移いたしました。

このような経営環境の中、当社はパーパス「確かな技術とあくなき挑戦で、創造社会を切り拓く」のもと、中期経営計画（2026年4月期～2028年4月期）をスタートさせ、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指し、重点課題に取り組んでおります。

当事業年度の売上状況につきましては、半導体パッケージ基板検査装置を中心に、前事業年度で獲得した大型受注案件を着実に遂行した結果、当初計画を上回り、過去最高売上高（前年同期比10.8%増）を更新いたしました。

一方、利益状況につきましては、一部のAI対応DC向け最先端のパッケージ基板検査装置の案件において、新規開発要素が多かったことから、想定を上回るコストが発生し、売上総利益率（前年同期比5.8ポイント減）が悪化した影響により、営業利益は当初計画を下回りました。

当事業年度の受注状況につきましては、当社の主力製品である半導体パッケージ基板検査装置及びロールtoロール型検査装置の受注を国内外の顧客から獲得し、受注高は2,331百万円（前年同期比22.7%減）となり、当事業年度末における受注残高は1,273百万円（前年同期比10.4%減）となりました。

以上の結果、当社の当事業年度の売上高は2,478百万円（前年同期比10.8%増）、営業利益は108百万円（前年同期比0.3%減）、経常利益は78百万円（前年同期比32.7%減）、当期純利益は76百万円（前年同期は事業撤退損247百万円を特別損失として計上したことにより当期純損失142百万円）となりました。

当社は、「基板検査装置関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ58百万円増加し、454百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は519百万円（前事業年度は543百万円の獲得）となりました。これは主に、減価償却費97百万円の計上、売上債権の増加によるキャッシュ・フローの減少額331百万円、棚卸資産の増加によるキャッシュ・フローの減少額413百万円及び契約負債の増加によるキャッシュ・フローの増加額123百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は27百万円（前事業年度は66百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出54百万円及び定期預金の純増減額による収入90百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は548百万円（前事業年度は675百万円の使用）となりました。これは主に、短期借入金の純増減額による収入720百万円及び長期借入金の返済による支出154百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、基板検査装置関連事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載しておりませんので、生産実績、受注状況及び販売実績を品目別に記載しております。

a. 生産実績

当事業年度の生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 2025年 5月 1日 至 2026年 4月30日)	前年同期比(%)
フラットベッド型検査装置(千円)	1,463,591	153.2
ロールtoロール型検査装置(千円)	624,859	19.3
インライン検査装置(千円)	323,869	1,279.5
その他(千円)	96,997	50.9
合計(千円)	2,509,318	59.5

(注)金額は販売価格によっております。

b. 受注実績

当事業年度の受注実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	受注高	前年同期比 (%)	受注残高	前年同期比 (%)
フラットベッド型検査装置(千円)	1,429,270	4.1	632,500	27.2
ロールtoロール型検査装置(千円)	337,800	72.6	337,800	12.3
インライン検査装置(千円)	368,700	1,374.8	241,000	-
その他(千円)	195,923	27.1	62,387	62.5
合計(千円)	2,331,693	22.7	1,273,687	10.4

c. 販売実績

当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 2025年 5月 1日 至 2026年 4月30日)	前年同期比(%)
フラットベッド型検査装置(千円)	1,422,670	58.7
ロールtoロール型検査装置(千円)	385,000	64.7
インライン検査装置(千円)	127,700	134.7
その他(千円)	543,580	177.8
合計(千円)	2,478,950	10.8

(注)最近2事業年度の主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月30日)		当事業年度 (自 2025年 5月 1日 至 2026年 4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ADVANCED SUBSTRATE TECHNOLOGIES PTE. LTD.	-	-	734,000	29.6
新光電気工業株式会社	87,147	3.9	323,353	13.0
株式会社村田製作所	333,970	14.9	312,792	12.6
住友電気工業株式会社	188,276	8.4	293,586	11.8

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たり、過去の実績や現在の状況等に応じ合理的と考えられる要因に基づき、見積りを行っているものがあります。このため、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表の作成において使用される当社の重要な見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

製品保証引当金

当社は、製品の売上を認識する時点で、製品検収後1年間の無償保証期間における無償保証に係る費用の見積額を計上しておりますが、実際の製品の瑕疵に伴う無償保証費の発生額が見積りと異なる場合には、追加的に無償保証費の計上が必要となる可能性があります。

棚卸資産

当社は、棚卸資産のうち、主に製造委託先に支給する部品やメンテナンス用の部品について、将来の使用可能性を個々に判断し、評価損を計上しております。しかし、将来の使用可能性に変化が生じた場合には、追加的な評価損の計上が必要となる可能性があります。また、仕掛品については、一部受注予想に基づき見込み生産することがあり、予想通り受注できない場合には仕掛品が滞留し、評価損の計上が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

当社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。将来において、事業環境の変化や業績の動向により減損の兆候が生じ、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損損失の追加計上が必要となる可能性があります。

投資有価証券の評価

当社は、投資有価証券の評価においては投資先の財政状態、経営成績等を総合的に勘案し、時価又は実質価格の回復可能性を慎重に検討しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

当事業年度末における資産の部は、前事業年度末に比べ737百万円増加し、3,738百万円となりました。これは主に、売掛金494百万円の増加、電子記録債権163百万円の減少、仕掛品208百万円の増加及び建設仮勘定187百万円の増加によるものです。

負債の部では、前事業年度末に比べ659百万円増加し、2,701百万円となりました。これは主に、短期借入金720百万円の増加及び長期借入金130百万円の減少によるものです。

純資産の部では、前事業年度末に比べ78百万円増加し、1,037百万円となりました。これは主に、当期純利益76百万円の計上によるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

品目別の売上高は下表のとおりです。

品目別	当事業年度	
	金額(千円)	構成比(%)
フラットベッド型検査装置	1,422,670	57.4
ロールtoロール型検査装置	385,000	15.5
インライン検査装置	127,700	5.2
その他	543,580	21.9
合計	2,478,950	100.0

(売上原価及び売上総利益)

当事業年度における売上原価は1,621百万円となり、売上総利益は857百万円となりました。

(販売費及び一般管理費及び営業利益)

販売費及び一般管理費は748百万円となりました。

この結果、営業利益は108百万円(前年同期は営業利益108百万円)となりました。

(営業外損益及び経常利益)

営業外収益は17百万円となりました。

営業外費用は47百万円となりました。

この結果、経常利益は78百万円(前年同期は経常利益116百万円)となりました。

(当期純利益)

税引前当期純利益は81百万円となり、当期純利益は76百万円(前年同期は当期純損失142百万円)となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、部材調達のための原材料購入費用のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としております。

当社は、現在戦略的に取り組んでおりますフラットベッド型検査装置及びロールtoロール型検査装置の生産に対応すべく、かつ、当社の持続的な成長を維持するために必要な運転資金の調達は今後も発生する可能性があると考えております。

なお、当事業年度末における借入金を含む有利子負債の残高は2,227,886千円となっております。また、当事業年度において、株式会社秋田銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております(借入未実行残高400,000千円)。

5【重要な契約等】

(1) 代理店契約

契約会社名	契約の名称	相手方の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
インスペック株式会社	代理店契約	香港WWG (World Wide Semi-Conductor Equipment Co.Ltd. : 香港公司環球集團)	2022年8月1日	2022年8月1日より3年間。以降1年間自動更新。	当社主力製品であるフラットベッド型検査装置SXシリーズ及びロールtoロール型検査装置RAシリーズの中国向けの販売

(2) 企業・株主間のガバナンスに関する合意

該当事項はありません。

(3) 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

該当事項はありません。

(4) ローン契約と社債に付される財務上の特約

(シンジケートローン契約の締結)

当社は、2025年12月25日にシンジケートローン契約（以下、「本契約」といいます。）を更新いたしました。

1. 本契約の目的

当社は、主力製品でありますロールtoロール型検査装置及びフラットベッド型検査装置の受注を国内外の顧客から継続して獲得しており、今後も生成AI向け半導体を中心とした半導体市場の更なる拡大による、検査装置需要の増加が見込まれます。

当社の事業は、大量かつ高額の部材調達が行う事業形態であるため、受注増加が必要運転資金の増加に直結いたします。そのため、安定的な資金調達手段を確保する目的として本契約を更新いたしました。

2. 本契約の概要

(1)	契約形態	シンジケートローン方式によるコミットメントライン
(2)	組成金額	総額20億円
(3)	アレンジャー	株式会社秋田銀行
(4)	エージェント	株式会社秋田銀行
(5)	参加金融機関	株式会社秋田銀行 株式会社商工組合中央金庫 羽後信用金庫
(6)	資金使途	運転資金
(7)	当初契約締結日	2024年12月25日
(8)	コミットメント期間	2025年12月30日～2026年12月30日
(9)	担保の有無	無担保・無保証
(10)	期末借入残高	16億円
(11)	財務制限条項	「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（貸借対照表関係）」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当事業年度における研究開発活動の総額は256百万円であります。

生成AI市場の急成長に伴い、半導体パッケージ基板はチップレット化、微細配線化が急速に進んでおります。これに対応するため、当社は2025年7月にL/S=1.5μm/1.5μm対応の半導体パッケージ基板検査装置「SX7000」シリーズをリリースするとともに、L/S=5μm/5μm対応のショート欠陥を修正するリペア装置「LX7000」をリリースし、次世代基板の歩留まり向上に貢献できるラインナップを揃えております。

半導体を複数の小さなチップに分けて製造、組み合わせて一つのパッケージ基板に収める技術

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資は230,490千円であります。その主なものは、最先端の半導体パッケージ基板検査装置開発のデモ機製作86,943千円及び次世代向けレーザーリペア装置開発のデモ機製作73,970千円であります。また、当社は基板検査装置関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、秋田県仙北市にあります本社の他に、事業所として東京オフィス、長野サポートセンター、滋賀サポートセンター及び秋田開発センターを有しております。以上のうち、主要な設備は、次のとおりであります。

2026年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員 数 (人)
			建 物 及 び 構 築 物	機 械 装 置 及 び 車 両 運 搬 具	土 地 (面積㎡)	リ ー ス 資 産	そ の 他	合 計	
本社 (秋田県仙北市)	基板検査装置 関連事業	統括業務 施設 生産施設	413,899	70,562	132,440 (26.872㎡)	8,602	242,056	867,560	77

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。

2. 東京オフィス、長野サポートセンター、滋賀サポートセンター及び秋田開発センターは、設備の割合が僅少であるため、記載を省略しております。

3. 従業員数は就業人員であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資計画については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設等は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

2026年4月30日現在、重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

2026年4月30日現在、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2026年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年7月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,012,800	4,013,200	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	4,012,800	4,013,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

(第6回新株予約権)

決議年月日	2015年7月24日定時株主総会 2016年6月24日及び2016年7月1日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5、監査役2 当社従業員47(子会社の従業員等含む)
新株予約権の数(個)	294 [294]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,400 [29,400]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,449 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2018年7月2日 至 2026年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,506 資本組入額 1,253
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。なお、当新株予約権は、2026年6月23日をもって、権利行使期間が満了したため消滅しております。その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 3. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第7回新株予約権)

決議年月日	2016年7月22日定時株主総会 2017年6月23日及び2017年7月3日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、当社従業員4
新株予約権の数(個)	35 [35]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,500 [3,500]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,342 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2019年7月4日 至 2027年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,301 資本組入額 1,150
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 3. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第9回新株予約権)

決議年月日	2017年7月28日定時株主総会 2018年4月16日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、当社監査役3 当社従業員49、子会社従業員3
新株予約権の数(個)	365 [365]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,500 [36,500]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,207 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2020年4月21日 至 2028年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,046 資本組入額 1,023
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 3. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第11回新株予約権)

決議年月日	2018年7月27日定時株主総会 2019年4月12日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、当社監査役3 当社従業員54、子会社従業員3
新株予約権の数(個)	188 [188]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,800 [18,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,643 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2021年4月23日 至 2029年4月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,644 資本組入額 1,322
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 3. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第15回新株予約権)

決議年月日	2022年7月22日定時株主総会 2022年8月8日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6、当社監査役3、当社従業員71
新株予約権の数(個)	188 [188]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,800 [18,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,363 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2024年8月24日 至 2032年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,151 資本組入額 1,076
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (注) 3. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第16回新株予約権)

決議年月日	2023年7月28日定時株主総会 2023年8月9日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6、当社監査役3、当社従業員84
新株予約権の数(個)	193 [193]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,300 [19,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,499 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2025年8月25日 至 2033年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,349 資本組入額 1,174
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (注) 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (注) 3. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(第17回新株予約権)

決議年月日	2025年7月25日定時株主総会 2025年8月8日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7、当社監査役3、当社従業員85
新株予約権の数	198 [198]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 19,800 [19,800]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり733 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2027年8月26日 至 2035年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 1,173 資本組入額 587
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. (注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (注) 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (注)3．当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (第18回新株予約権)(予定)
- 会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを2026年7月24日開催予定の定時株主総会において特別決議する予定です。なお、募集事項の決定については、別途開催される取締役会決議によるものとします。

決議年月日	2026年7月24日定時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7、当社監査役3、当社従業員(注)1
新株予約権の数	200個を上限とする。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式20,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より10年以内とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注)1．当社従業員の付与対象者の人数は、別途開催される取締役会で決議する。
- (注)2．新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込価額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数乗じた金額とする。
- 行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
- ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。
- なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金の額
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
- (注) 4 . 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。
ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (注) 5 . 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(インスペック株式会社 2017年新株予約権)

決議年月日	2017年7月28日定時株主総会 2017年9月20日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3
新株予約権の数(個)	29 [29]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,900 [2,900]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2017年9月21日 至 2047年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,407 資本組入額 704
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日~提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。

(注)3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(インスペック株式会社 2018年新株予約権)

決議年月日	2017年7月28日定時株主総会 2018年8月20日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3
新株予約権の数(個)	100 [100]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 [10,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2018年9月20日 至 2048年9月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,047 資本組入額 524
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。

(注)3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(インスペック株式会社 2019年新株予約権)

決議年月日	2017年7月28日定時株主総会 2019年8月9日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3
新株予約権の数(個)	100 [100]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 [10,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2019年9月9日 至 2049年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,676 資本組入額 838
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。

(注)3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(インスペック株式会社 2020年新株予約権)

決議年月日	2017年7月28日定時株主総会 2020年8月11日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4
新株予約権の数(個)	93 [93]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,300 [9,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2020年9月14日 至 2050年9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,695 資本組入額 1,348
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。

(注)3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(インスペック株式会社 2021年新株予約権)

決議年月日	2017年7月28日及び2021年7月27日定時株主総会 2021年8月12日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4
新株予約権の数(個)	58 [58]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,800 [5,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2021年9月15日 至 2051年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,740 資本組入額 870
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。

(注)3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(インスペック株式会社 2022年新株予約権)

決議年月日	2017年7月28日及び2021年7月27日定時株主総会 2022年8月8日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4
新株予約権の数(個)	100 [100]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 [10,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2022年9月14日 至 2052年9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,219 資本組入額 610
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。

(注)3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(インスパック株式会社 2023年新株予約権)

決議年月日	2017年7月28日及び2021年7月27日定時株主総会 2023年8月9日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4
新株予約権の数(個)	85 [85]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,500 [8,500]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2023年9月12日 至 2053年9月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,242 資本組入額 621
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日~提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。

(注)3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(インスペック株式会社 2025年新株予約権)

決議年月日	2017年7月28日及び2021年7月27日定時株主総会 2025年8月8日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4
新株予約権の数(個)	100 [100]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 [10,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2025年9月17日 至 2055年9月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 676 資本組入額 338
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日～提出日の前月末現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。

(注)3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第13回新株予約権（行使価額修正条項付）

	中間会計期間 (2025年11月 1 日から 2026年 4 月30日まで)	第38期 (2025年 5 月 1 日から 2026年 4 月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	-	-
当該機関の権利行使に係る平均行使価額等（円）	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	-	60
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の株式交付数（株）	-	6,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	-	1,119.50
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	-	6,717

（注）１．第13回新株予約権（行使価額修正条項付）については、当事業年度の権利行使はありませんでした。

（注）２．第13回新株予約権（行使価額修正条項付）については、2026年 4 月 7 日をもって行使期間満了に伴い消滅いたしました。

第14回新株予約権（行使価額修正条項付）

	中間会計期間 (2025年11月 1 日から 2026年 4 月30日まで)	第38期 (2025年 5 月 1 日から 2026年 4 月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	-	-
当該機関の権利行使に係る平均行使価額等（円）	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の株式交付数（株）	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	-	-

（注）１．第14回新株予約権（行使価額修正条項付）については、当事業年度の権利行使はありませんでした。

（注）２．第14回新株予約権（行使価額修正条項付）については、2026年 4 月 7 日をもって行使期間満了に伴い消滅いたしました。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月31日 (注) 1	-	3,790,300	463,109	677,849	655,558	-
2021年9月13日 (注) 2	100	3,790,400	102	677,951	102	102
2022年5月17日～ 2023年4月24日 (注) 3	193,400	3,983,800	124,615	802,566	124,615	124,717
2023年5月18日～ 2023年6月7日 (注) 4	23,000	4,006,800	7,895	810,462	7,895	132,612
2025年4月18日 (注) 5	6,000	4,012,800	3,412	813,874	3,412	136,025

(注) 1．資本金及び資本準備金の減少は、2021年7月27日開催の第33期定時株主総会の決議に基づく欠損填補によるものであります。

2．新株予約権（第9回新株予約権）の権利行使による増加であります。

3．新株予約権（第5回、第12回、2020年及び2021年新株予約権）の権利行使による増加であります。

4．新株予約権（第5回、第9回新株予約権）の権利行使による増加であります。

5．新株予約権（第13回新株予約権）の権利行使による増加であります。

6．当事業年度終了後、第6回新株予約権の権利行使が行われております。2026年5月1日から2026年6月30日までの新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

(1)行使された新株予約権の個数 4個

(2)発行した株式の種類及び株式数 普通株式 400株

(3)資本金増加額 501千円

(4)資本準備金増加額 501千円

以上の結果、2026年7月17日現在の発行済株式総数は4,013,200株、資本金は814,375千円、資本準備金は136,526千円となっております。

(5) 【所有者別状況】

2026年4月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未 満株式 の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	18	37	16	11	4,471	4,555	-
所有株式数 （単元）	-	55	1,774	1,110	707	32	36,392	40,070	5,800
所有株式数の 割合（％）	-	0.13	4.43	2.77	1.76	0.08	90.82	100.00	-

(注) 自己株式192株は、「個人その他」に1単元（100株）、「単元未満株式の状況」に92株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
緒方 顯吉	福岡市中央区	224,000	5.58
菅原 雅史	秋田県仙北市	151,980	3.78
塩谷 亮子	福岡県大牟田市	95,400	2.37
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	90,400	2.25
高橋 喜一	新潟県南魚沼市	89,200	2.22
小林 晃	秋田県仙北市	82,269	2.05
後藤 秀彰	東京都目黒区	70,000	1.74
株式会社滋慶	大阪府大阪市中央区島之内1丁目10番15号	52,200	1.30
高橋 秋男	秋田県大仙市	50,900	1.26
大谷 誠司	鳥取県米子市	50,000	1.24
計	—	956,349	23.83

(注) 1 . 2026年6月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シルバーケイプ・インベストメンツ・リミテッドが2026年6月5日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2026年4月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名 シルバーケイプ・インベストメンツ・リミテッド

保有株券等の数 201,100株

株券等保有割合 5.01%

2 . 2026年6月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、シルバーケイプ・インベストメンツ・リミテッドが2026年6月23日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2026年4月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名 シルバーケイプ・インベストメンツ・リミテッド

保有株券等の数 250,800株

株券等保有割合 6.25%

3 . 2026年7月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、シルバーケイプ・インベストメンツ・リミテッドが2026年6月25日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2026年4月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名 シルバーケイプ・インベストメンツ・リミテッド

保有株券等の数 297,700株

株券等保有割合 7.42%

4. 2026年7月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、シルバーケイプ・インベストメンツ・リミテッドが2026年7月2日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2026年4月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名 シルバーケイプ・インベストメンツ・リミテッド

保有株券等の数 345,000株

株券等保有割合 8.60%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,006,900	40,069	-
単元未満株式	普通株式 5,800	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	4,012,800	-	-
総株主の議決権	-	40,069	-

【自己株式等】

2026年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
インスベック株式会社	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

（注）当社は、単元未満自己株式92株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式	192	-	192	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2026年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2026年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目標と位置づけており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては、市場ニーズに応える新製品の開発、さらには、当社のサービスネットワーク及び販路の拡大を図るための資金として使用する方針であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度におきましては、利益を計上したものの、配当を継続して実施するために必要な原資の確保には至らなかったと判断いたしました。株主の皆様への将来的な安定的還元を実現するためにも、まずは財務基盤の健全性を一層強化していくことが重要であると考えております。このため、誠に遺憾ではございますが、当期の配当は見送らせていただくことといたしました。

株主の皆様には深くお詫びを申し上げますとともに、次期以降の配当につきましては、早期の復配に向けて努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスを徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も企業価値を継続的に高めていくため、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことを経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、業務執行に係る機能とその監督に係る機能の分離を図り、企業価値の向上、経営の効率性と健全性の向上、コンプライアンスの徹底等を実行するため、監査役設置会社の体制を採用しております。

(a) 取締役会

業務執行に係わる意思決定機関であり、代表取締役の監督機関でもある取締役会は、有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長 菅原雅史を議長とし、常務取締役 富岡喜栄子、取締役 渡辺晃彦、取締役 菅原亮太、社外取締役 小林英明、社外取締役 土門孝彰、社外取締役 陶山さなえの取締役7名で構成されております。取締役会は、監査役出席のもと原則毎月1回開催され、必要に応じて臨時開催も行い、重要な業務執行及び法定事項に関する決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。取締役候補の指名については取締役会で行われ、株主総会において選任されます。取締役の報酬については、株主総会にて定められた総枠の範囲内で運営しております。社外取締役を選任している理由は、一般株主の保護、コーポレート・ガバナンスの充実のためであります。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(b) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、経営の監督機能として、一層の透明性、客観性を維持するため、監査役3名のうち2名は社外監査役としております。監査役会は、常勤監査役 後藤勉を議長とし、社外監査役 藤田幸治、社外監査役 佐野元彦の監査役3名で構成されております。なお、社外監査役・監査役会の専従スタッフはおらず、管理部員が兼任しております。以上の体制により、業務執行、経営の監督が有効かつ効率的に機能すると認識しております。

(c) 経営会議

代表取締役社長を議長として各部門業務執行責任者による経営会議を開催し、当社の経営戦略及び重要事項の審議を行っております。

(d) 内部監査室

代表取締役社長直属の組織として「内部監査室」を設置して内部統制の仕組みを監査し、内部統制システムの一層の充実を図っております。

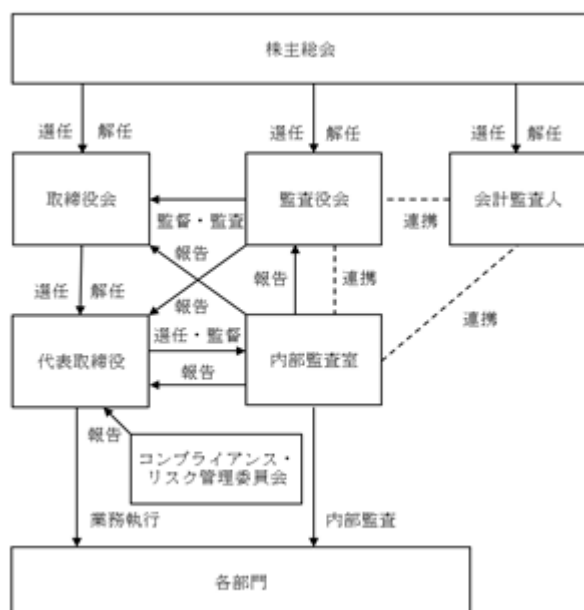
(e) コンプライアンス委員会

『コンプライアンス・マニュアル』を制定し、基本方針・規程・行動規範を定めるとともに「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の充実・強化を図っております。

(f) リスク管理委員会

全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を審議、承認する会議体として、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会においては、リスク管理体制の整備、リスクの評価と対応方針の承認、リスクに対する統制状況のモニタリングを行っており、これにより、当社事業を取り巻くさまざまなリスクを把握し、これを適切に管理することにより、当社事業の継続的、安定的な発展に努めております。

(g) コーポレート・ガバナンス体制概念図



企業統治に関するその他の事項

(ア) 内部統制システムの整備の状況

当社取締役会は、「内部統制基本方針」として以下のとおり定めております。

A) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役及び取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、かつ、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置します。
各部署にはコンプライアンス責任者・担当者をそれぞれ配置します。
- 取締役会は、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定するとともに、コンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努めます。
- コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3ヵ月に1回以上、取締役会、監査役会に対して報告します。また、内部監査室はコンプライアンス体制について監査を行い、その結果を取締役会へ報告します。
- 当社の従業員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告します。この場合、匿名でも受け付けるものとします。
- 当社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告が適切に行われる体制を整備、運用することとします。

B) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき保存、管理します。

C) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社の業務に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき把握、管理します。
- リスク管理に関する統括部門として、リスク管理委員会を設置し、有事の場合は危機対応マニュアルに基づき、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとします。
- 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定します。各部門を担当する取締役は、各業務に所在するリスクの管理方法及び各業務に所在するリスクの状況について取締役会へ報告します。

D) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- (b) 当社は将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。
- (c) 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程並びに職務権限規程に定める機関又は手続きにより必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとします。

E) 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の補助業務のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会と監査役が意見交換を行います。

F) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
- (b) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとします。
- (c) 監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行います。
- (d) 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役及び内部監査室等の社員その他の者に対していつでも報告を求めることができます。
- (e) 監査役は、当社の会計監査人である監査法人アヴァンティアから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

G) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び従業員は、監査役への報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとします。

H) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用は、会社法第388条に基づき当社が負担します。

I) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していきます。

(イ) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理に関する方針の決定、リスクの発生防止対策等の管理体制の構築を目的にリスク管理委員会を設置し、法令、社内規則及び企業倫理の遵守を目的にコンプライアンス委員会を設置し、それぞれ代表取締役社長を委員長とする全社横断の委員会を設置しており、定期的に開催することで徹底を図っております。また、顧問弁護士からはコーポレート・ガバナンス体制、法律面等についての公正かつ適切な助言、指導を受けております。

(ウ) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループの行動規範に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、グループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、全般統制及び業務処理統制の評価を行い、子会社の運営を管理、指導するものとしております。グループ会社の取締役等は各グループ会社の規程に従い、自らの職務執行にかかる事項を適宜報告するものとしております。また、内部監査室は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行っております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

(ア)取締役及び監査役

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、当社は社外取締役及び監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(イ)会計監査人

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とするとしております。

役員等責任賠償保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであり、その保険料は全額会社が負担しております。但し、故意又は重過失に起因して賠償請求された損害は当該保険契約により填補されません。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度においては、取締役会を15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	出席回数	出席率
菅原 雅史	15	100.0 %
富岡 喜栄子	14	93.3 %
渡辺 晃彦	15	100.0 %
菅原 亮太	15	100.0 %
小林 英明	13	86.7 %
土門 孝彰	15	100.0 %
陶山 さなえ	14	93.3 %

なお、当事業年度の取締役会の具体的な検討内容として、法令・定款及び取締役会規程に定められた事項、会社経営に関する重要事項等の審議に加え、製品開発や海外展開等の中長期的な事業戦略について協議するとともに、各部の業務執行状況についての報告を行っております。また、サステナビリティに関する取組の一環として、BCP（事業継続計画）に基づく災害対策についての協議も行っております。

（２）【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 2名 （役員のうち女性の比率 20.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （株）
代表取締役社長 兼代表執行役員	菅原 雅史	1954年 3 月 3 日生	1974年 4 月 森永乳業株式会社入社 1984年 1 月 当社創業 1988年 5 月 当社設立 代表取締役 2008年 7 月 代表取締役社長兼代表執行役員 2012年 7 月 代表取締役社長 2020年 7 月 代表取締役社長兼代表執行役員 （現任）	（注）4	151,980
常務取締役	富岡 喜栄子	1954年10月23日生	1973年 4 月 三菱電機株式会社入社 1984年 1 月 当社入社 1997年 7 月 当社取締役 2017年 7 月 当社取締役兼執行役員管理本部長 2022年 7 月 常務取締役（現任）	（注）4	30,700
取締役 兼執行役員営業部長	渡辺 晃彦	1961年 7 月29日生	1985年 4 月 丸紅マシナリー株式会社入社 1999年 1 月 株式会社アドイン研究所入社 2003年 3 月 当社入社、営業部長 2016年 5 月 当社執行役員営業統括部長 2022年 7 月 当社取締役兼執行役員営業部長 （現任）	（注）4	3,700
取締役社長室長 兼台湾英視股份有限公司 董事長兼総経理	菅原 亮太	1980年 5 月 9 日生	2006年 4 月 東北バイオニア株式会社入社 2012年 4 月 当社入社 2021年 5 月 当社社長室長兼DI開発部長 2022年 7 月 当社取締役兼DI開発部長 2024年 5 月 当社取締役兼台湾英視股份有限公司董事長兼総経理 2025年12月 当社取締役社長室長兼台湾英視股份有限公司董事長兼総経理 （現任）	（注）1 （注）4	1,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	小林 英明	1973年 1 月 2 日生	1997年10月 中央監査法人（現：PwC Japan有限責任監査法人）入所 2003年 4 月 株式会社ジャフコ入社 2007年12月 H2Rコンサルティング株式会社設立 同社代表取締役（現任） 2008年 3 月 サンファースト株式会社監査役就任 2014年 3 月 小林英明税理士事務所設立 所長（現任） 2014年11月 一般社団法人エコの輪設立 代表理事（現任） 2017年 7 月 当社社外取締役（現任）	(注) 2 (注) 4	4,300
社外取締役	土門 孝彰	1956年 2 月28日生	1978年 4 月 株式会社日立製作所入社 1981年 4 月 T D K 株式会社入社 2009年 4 月 T D K 株式会社生産技術/プロセス・デバイス開発部長 2010年 4 月 独立法人理化学研究所フィルムデバイス研究開発チームリーダー（兼務） 2013年 4 月 一般社団法人エレクトロニクス実装学会 常任理事 2016年 3 月 T D K 株式会社Technical Adviser 2017年 4 月 株式会社秋田銀行 地域サポート部 チーフアドバイザー 2017年 5 月 一般社団法人エレクトロニクス実装学会 常任理事再任 2018年 4 月 株式会社秋田銀行 地域未来戦略部 チーフアドバイザー 2019年 4 月 一般社団法人エレクトロニクス実装学会 電子部品・実装技術委員会 委員長 2019年 7 月 当社社外取締役（現任） 2020年 7 月 株式会社秋田銀行 営業本部 営業支援部 チーフアドバイザー 2021年 5 月 一般社団法人エレクトロニクス実装学会 監事 2024年 4 月 株式会社秋田銀行 営業支援部 チーフアドバイザー 2026年 4 月 株式会社秋田銀行 法人コンサルティング部 チーフアドバイザー（現任）	(注) 2 (注) 4	3,100
社外取締役	陶山 さなえ	1957年 3 月 5 日生	1979年 4 月 安田火災海上保険株式会社(現、損害保険ジャパン株式会社)入社 2008年 4 月 損害保険ジャパン株式会社 医療保険部長 2013年 4 月 同社執行役員 お客様事故サポート部長 2016年 4 月 同社執行役員 カスタマーコミュニケーション企画部長 2017年 3 月 同社執行役員 退任 2017年 4 月 SOMPO企業保険金サポート株式会社 代表取締役社長 2019年 4 月 SOMPOコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 2021年 7 月 秋田県理事 就任 2023年 6 月 秋田県理事 退任 2024年 7 月 当社社外取締役（現任）	(注) 2 (注) 4	1,400
常勤監査役	後藤 勉	1958年 2 月21日生	1989年11月 当社入社 2005年 5 月 当社管理部総務課マネージャー 2008年 5 月 当社内部監査室長 2011年 5 月 当社管理部経理課長 2015年 5 月 テラ株式会社（現：バスイメージング株式会社）管理部 2017年 5 月 当社管理部総務課長 2020年 5 月 当社内部監査担当 2020年 7 月 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	12,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
社外監査役	藤田 幸治	1950年 9 月23日生	1974年 4 月 株式会社秋田銀行入行 2009年 6 月 秋田ジェーシービーカード株式会 社入社専務取締役 2012年 6 月 同社代表取締役社長 2014年 6 月 株式会社秋田保証サービス 代表取締役社長 2016年 7 月 当社常勤監査役 2020年 7 月 当社社外監査役（現任）	(注) 3 (注) 5	800
社外監査役	佐野 元彦	1955年 4 月29日生	1978年 4 月 稲畑産業株式会社入社 1983年 9 月 佐野薬品株式会社常務取締役 1987年11月 同社代表取締役 1994年10月 株式会社サノ・コーポレーション 代表取締役（現任） 1999年11月 株式会社サノ・ファーマシー代表 取締役（現任） 2003年11月 株式会社サノ・ホールディングス 代表取締役（現任） 2008年 7 月 当社社外監査役（現任）	(注) 3 (注) 5	1,200
計					211,180

- (注) 1 . 取締役兼台湾英視股份有限公司董事長兼總經理菅原亮太氏は、代表取締役社長兼代表執行役員菅原雅史氏の長男であります。
- 2 . 取締役小林英明氏、土門孝彰氏及び陶山さなえ氏は、社外取締役であります。
また、取締役小林英明氏は株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。
- 3 . 監査役藤田幸治氏及び佐野元彦氏は、社外監査役であります。
また、監査役藤田幸治氏は株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。
- 4 . 2024年 7 月29日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間
- 5 . 2024年 7 月29日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間

社外役員の状況

(ア) 社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針

社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針については特別定めておりませんが、選任に当たっては、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

(a) 当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

(イ) 社外取締役

(a) 当社の社外取締役は、小林英明氏、土門孝彰氏及び陶山さなえ氏の 3 名であり、小林英明氏は当社株式を4,300株、土門孝彰氏は当社株式を3,100株、陶山さなえ氏は当社株式を1,400株所有しておりますが、それ以外に、当社との間に人的関係、取引関係その他利害関係は 3 名の兼職先及び出身企業等を含めてありません。

(b) 当社における社外取締役は、取締役会において毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べていただく役割を担っており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する等の機能は十分に果たしていると認識しており、社外役員としての一定の独立性は確保しているものと認識しております。

(ウ) 社外監査役

(a) 当社の社外監査役は、藤田幸治氏、佐野元彦氏の 2 名であり、藤田幸治氏は当社株式を800株、佐野元彦氏は当社株式を1,200株所有しておりますが、それ以外に、人的関係、取引関係その他利害関係は 2 名の兼職先及び出身企業等を含めてありません。

(b) 監査役は3名で構成され、そのうち2名が社外監査役であります。監査役会は月1回開催され、監査役会で定めた監査方針、業務の分担に沿い、監査・監督を行っております。また、取締役会において毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べていただく役割を担っており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する等の機能は十分に果たしていると認識しており、社外役員としての一定の独立性は確保しているものと認識しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役を含む監査役会と内部監査部門（内部監査室）及び会計監査人との連携は、前記「（１）[コーポレート・ガバナンスの概要] 企業統治に関するその他の事項」に記載のことを中心に、定期的又は必要の都度、情報や意見の交換を行います。また、社外取締役は、必要の都度、監査役会及び会計監査人と情報や意見の交換を行います。

全社的な内部統制を行う管理部は、社外役員、監査役、会計監査人及び内部監査部門より重要な指摘があれば直ちに必要な対策の検討を行います。

（３）【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役制度を採用し、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により構成する監査役会を設置しております。監査役は、全員が取締役会に出席し、取締役の業務執行に関して意見を述べる体制となっており、また、経営会議等の重要な会議へ出席し議事内容の聴取を行っております。常勤監査役は、非常勤監査役と連携をとり、決裁書類の閲覧や財産の状況調査を行うことにより、取締役の業務執行を監査しております。なお、当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

常勤監査役後藤勉氏は、事業会社の管理部門における長年の経験と豊富な知識を有し、監査役藤田幸治氏は、事業会社の代表者や金融機関における長年の経験と豊富な知識を有し、監査役佐野元彦氏は、サノ・ホールディングス等のグループ会社の代表者であり経営者としての実績、識見を有しております。

当事業年度においては、監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	出席回数	出席率
後藤 勉	12	100.0 %
藤田 幸治	12	100.0 %
佐野 元彦	11	91.7 %

監査役会における具体的な検討内容は、取締役の職務執行の適法性、計算書類及び事業報告等の法定書類の適法性、会計監査人の監査の内容及び報酬の相当性、内部統制システムの評価等であります。また、サステナビリティに関する取組については、BCP（事業継続計画）に基づく災害対策についての協議も行っております。

監査役会における活動状況として、常勤監査役後藤勉氏は、主に業務監査の見地から、監査役藤田幸治氏は、主に業務監査、会計監査全般の見地から、監査役佐野元彦氏は、主に経営面に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監査の方法及び結果、監査役の職務の執行に関する事項に係る助言・提言を行っております。

常勤監査役の具体的な活動につきましては、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するため、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会や経営会議等の重要な会議に参加するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めております。また、会計監査人とは、期末実地棚卸や現物実査への立会い及び四半期ごとの業務推移の確認、さらに主な検証項目について定期的に会合を持ち、説明を受けて連携を図っており、内部監査室とは毎月定期的に情報交換を実施しており、内部監査室の監査計画の進捗状況とその内容を照査し、必要に応じて助言・提言するなどの連携を図っております。

内部監査の状況

(内部監査の組織、人員及び手続)

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査専任部門である内部監査室（責任者１名）を設置し、業務の問題点の指摘及び改善を担当しております。内部監査室は、年度のはじめに策定した内部監査計画に基づき、往査又は書面により内部監査を実施し、適宜当該内部監査結果の報告書を代表取締役社長に提出するとともに、取締役会において当該内部監査結果の報告を行っております。通知のうち改善勧告事項については、当該事項の改善が完了するまで適宜改善進捗を監査する仕組みとなっております。

(内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係)

内部監査室は監査役会において内部監査計画及び内部監査結果を報告し、また、会計監査人は四半期の都度、会計監査（レビュー）の結果を題材に監査役会と意見交換しております。当社は、会計監査人と監査契約を締結し、財務諸表監査及び財務報告に係る内部統制監査を受けており、その過程で内部監査室は会計監査人に対して必要な情報を提供しております。これらを通じて、当社の監査役及び内部監査室長、会計監査人は、それぞれが行う監査の計画、進捗及び結果に関する情報について相互に意見交換を行う等の三者連携を図っております。

(内部監査部門の実効性を確保するための取組み)

上述のとおり、内部監査室は内部監査の結果を代表取締役社長に提出するのみならず、取締役会及び監査役会にも報告することを通じて、内部監査の実効性を確保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アヴァンティア

b. 継続監査期間

13年間

c. 業務を執行した公認会計士

加藤 大佑

宮澤 勇貴

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士３名、会計士試験合格者４名、その他３名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に召集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人の品質管理の問題の有無、監査報酬等、監査役とのコミュニケーション、経営者等との関係等諸般の要素を勘案し、再任する旨の評価を行いました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）	監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）
20	-	20	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、財務報告の信頼性を高めるために会計監査の質を確保することは、非常に重要であると考えております。現在、監査日数・監査項目等様々な要素を考慮の上、適切な監査報酬を決定することを方針としております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額についての同意の判断をいたしました。

（４）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社内取締役及び社外取締役について、その職務に鑑み、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与を支払うこととする。また、社内取締役に対しては非金銭報酬として株式報酬型ストック・オプションを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、各事業年度の売上高、営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、社内取締役及び社外取締役に対し、毎年８月と12月に支給する。

非金銭報酬は、社内取締役に対し、2017年７月28日開催の第29期定時株主総会で承認された株式報酬型ストック・オプションについて、年額30百万円以内、年間100個を上限に付与することを毎年８月に取締役会で決定する。また、通常型ストック・オプションについて、事業年度ごとに、当社の取締役を対象として付与することを、都度株主総会へ上程するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の個人別の取締役（社外取締役を除く。）の報酬割合については、役職位が上位になるに従い、金銭報酬、業績連動報酬並びに非金銭報酬の割合が多くなるようにしている。

e. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の基本報酬は、代表取締役社長菅原雅史が個々の取締役の職責を踏まえ決定する。業績連動報酬（賞与）の個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当部門の業績を踏まえて決定する。また、非金銭報酬の株式報酬型ストック・オプションについては、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長が役位、職責、在任年数をもとに個人別の割当個数（株数）を毎年９月に決定する。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためである。

取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個人別の取締役の報酬の内容については、基本報酬及び業績連動報酬については株主総会で決議された報酬額の範囲内で、ストック・オプション付与については、株主総会で決議された範囲内で各取締役への配分を代表取締役社長菅原雅史に決定を一任しております。取締役会は、代表取締役社長が報酬の決定にあたっては、会社業績及び各取締役の個人業績に対する業績等を勘案して決定していることで、決定方針に沿う内容であると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	55,500	41,892	5,508	8,100	-	5,508	4
監査役 (社外監査役を除く。)	6,751	6,694	57	-	-	57	1
社外役員	9,685	8,276	259	1,150	-	259	5

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年7月27日開催の定時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。また、別枠で2021年7月27日開催の第33期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内、年間100個以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は、4名です。
3. 業績連動報酬として、取締役に対して役員賞与を支給しております。業績連動報酬の算定方法は、売上高、営業利益等の事業計画の達成度合いに応じて算出し、上記報酬限度額の範囲内で支給額を決定しております。当該指標を採用した理由は、業績を報酬に反映させるのに客観的な指標であると判断したためであります。
4. 監査役の報酬限度額は、2000年7月27日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
5. 当事業年度において支払った役員退職慰労金はありません。
6. 2023年7月28日開催の第35期定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、非金銭報酬として新株予約権を交付することで決議いただいております。当該新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、2018年7月27日開催の第30期定時株主総会においてご承認いただいた「年額100百万円以内」(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額は、2000年7月27日開催の第12期定時株主総会においてご承認いただいた「年額2,000万円以内」としてしております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、7名(うち、社外取締役は3名)、監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は3名)です。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、時価の変動や配当により利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式と、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、記載を省略しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社の人材戦略は、技術革新を基軸とした事業成長を支えるため、優秀な人材の確保・育成及び組織力の強化を図ることを目的としており、「従業員エンゲージメントの向上」及び「人的資本への積極的な投資」を基本方針としております。

具体的には、以下の取り組みを重点的に推進しております。

人材の確保・多様化

当社は、地元採用の推進による地域との関係強化に加え、リモートワークを前提とした採用やグローバル展開に対応した多様な人材の確保を進めております。また、女性をはじめとした多様な人材の活躍推進を図り、組織の多様性向上に取り組んでおります。

人材育成の強化

当社は、従業員一人ひとりの成長を促進するため、階層別研修、マネジメント研修、専門技術に関するeラーニング等、多様な教育研修制度を体系的に整備しております。また、全従業員を対象とした学習機会の提供を通じて、人的資本の高度化を図っております。

働きがいの向上とエンゲージメント強化

当社は、従業員の働きがい向上を重要課題と認識し、人事評価制度の見直しを含む制度改革を進めております。また、給与水準の引上げ等を通じた処遇改善に取り組むとともに、従業員エンゲージメントの向上により組織力の強化を図っております。

多様な働き方の推進

当社は、ワークライフバランスの実現に向け、時間単位での有給休暇制度や病気休暇制度の導入、計画的な休暇取得の推進等を行っております。また、育児・介護との両立支援の充実等により、多様な働き方を支援しております。

これらの施策を通じて、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境を整備し、持続的な価値創出につなげてまいります。

なお、当社の従業員の給与その他の給付の決定に関する方針については、企業業績及び個人の成果・貢献度を適切に反映することを基本とし、公正性及び透明性の確保に配慮しながら決定しております。また、処遇改善及び人的資本への投資の観点から、給与水準の引上げ等を継続的に実施し、従業員のモチベーション向上及び優秀人材の確保・定着を図っております。

(2) 【従業員の状況】

提出会社の状況

2026年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
85（4）	43.5	11.7	6,174	5.4

（注）1．従業員数は就業員数であり、当事業年度中における出向者及び休職者を含みません。

また、嘱託社員は（ ）内に内数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（％） （注）1．	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）2． （注）3．	労働者の男女の賃金の額の差異（％） （注）1．		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者 （注）3．
4.3	100.0	61.5	61.5	-

（注）1．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3．表中の「-」は集計対象となる従業員がいないことを示しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年5月1日から2026年4月30日まで）の財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.18%
売上高基準	2.26%
利益基準	0.92%
利益剰余金基準	2.27%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を把握し、適切に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 4 月30日)	当事業年度 (2026年 4 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	540,332	508,538
売掛金	770,702	1,265,007
電子記録債権	289,957	126,736
仕掛品	407,987	616,815
原材料及び貯蔵品	204,259	221,734
前渡金	200	2,459
前払費用	15,593	25,426
未収消費税等	-	65,882
その他	575	815
流動資産合計	2,229,608	2,833,415
固定資産		
有形固定資産		
建物	857,236	865,312
減価償却累計額	443,395	467,225
建物（純額）	413,840	398,086
構築物	80,046	80,046
減価償却累計額	61,525	64,234
構築物（純額）	18,521	15,812
機械及び装置	264,120	264,120
減価償却累計額	158,578	193,558
機械及び装置（純額）	105,541	70,562
車両運搬具	1,857	1,857
減価償却累計額	1,856	1,856
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	100,579	112,383
減価償却累計額	62,765	76,860
工具、器具及び備品（純額）	37,813	35,523
リース資産	41,003	44,850
減価償却累計額	32,134	36,248
リース資産（純額）	8,868	8,602
土地	132,440	132,440
建設仮勘定	19,030	206,533
有形固定資産合計	736,057	867,560
無形固定資産		
ソフトウェア	25,958	27,559
その他	0	0
無形固定資産合計	25,958	27,559
投資その他の資産		
関係会社株式	1,684	1,684
長期前払費用	2,244	1,839
破産更生債権等	32,621	-
その他	5,129	6,251
貸倒引当金	32,621	-
投資その他の資産合計	9,058	9,775
固定資産合計	771,074	904,895
資産合計	3,000,683	3,738,311

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 4 月30日)	当事業年度 (2026年 4 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	85,868	122,528
短期借入金	1,000,000	1,720,800
1年内返済予定の長期借入金	154,224	130,438
未払金	58,237	34,491
未払費用	20,662	26,668
未払法人税等	17,969	4,056
未払消費税等	33,688	-
契約負債	-	123,711
預り金	9,689	7,905
リース債務	7,970	5,238
製品保証引当金	3,812	7,266
賞与引当金	36,887	45,000
役員賞与引当金	4,000	6,000
未払配当金	198	96
流動負債合計	1,433,208	2,234,201
固定負債		
長期借入金	507,086	376,648
長期末払金	93,268	81,647
繰延税金負債	3,650	2,605
リース債務	4,586	5,801
資産除去債務	319	321
固定負債合計	608,910	467,024
負債合計	2,042,118	2,701,225
純資産の部		
株主資本		
資本金	813,874	813,874
資本剰余金		
資本準備金	136,025	136,025
その他資本剰余金	78,903	78,903
資本剰余金合計	214,928	214,928
利益剰余金		
利益準備金	2,332	2,332
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	61,173	58,741
別途積立金	8,000	8,000
繰越利益剰余金	351,720	272,431
利益剰余金合計	280,214	203,358
自己株式	426	426
株主資本合計	748,162	825,018
新株予約権	210,401	212,067
純資産合計	958,564	1,037,085
負債純資産合計	3,000,683	3,738,311

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
売上高	2,237,768	2,478,950
売上原価		
当期製品製造原価	6 1,333,081	6 1,621,713
売上総利益	904,687	857,236
販売費及び一般管理費		
役員報酬	51,994	56,862
給料及び手当	90,520	121,900
賞与引当金繰入額	7,915	14,617
役員賞与引当金繰入額	4,000	6,000
退職給付費用	2,785	2,549
販売手数料	4,000	2,250
減価償却費	9,215	16,687
旅費及び交通費	22,414	22,965
研究開発費	1 358,872	1 256,186
支払手数料	31,801	34,884
その他	2 212,451	2 213,984
販売費及び一般管理費合計	795,971	748,887
営業利益	108,715	108,348
営業外収益		
受取利息	215	608
補助金収入	59,385	1,916
償却債権取立益	-	10,933
業務受託手数料	2 180	2 180
為替差益	712	2,222
雑収入	3 168	3 51
その他	3,064	1,710
営業外収益合計	63,725	17,623
営業外費用		
支払利息	33,972	40,943
貸倒引当金繰入額	131	2,015
手形売却損	1,384	773
株式交付費	-	977
シンジケートローン手数料	18,120	2,483
その他	1,907	124
営業外費用合計	55,516	47,318
経常利益	116,924	78,653
特別利益		
固定資産売却益	-	92
新株予約権戻入益	157	2,535
特別利益合計	157	2,627
特別損失		
固定資産除却損	0	0
事業撤退損	4, 5 247,134	-
特別損失合計	247,134	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	130,052	81,281
法人税、住民税及び事業税	11,376	5,470
法人税等調整額	841	1,044
法人税等合計	12,218	4,425
当期純利益又は当期純損失()	142,270	76,855

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)		当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	構成比 （％）	金額（千円）	構成比 （％）
材料費	1	585,609	50.3	1,345,478	60.4
労務費		391,731	33.6	506,598	22.7
経費		187,291	16.1	377,066	16.9
当期総製造費用		1,164,633	100.0	2,229,143	100.0
期首仕掛品棚卸高		867,471		407,987	
合計		2,032,104		2,637,131	
期末仕掛品棚卸高	2	407,987		616,815	
他勘定振替高		291,035		398,602	
当期製品製造原価		1,333,081		1,621,713	

(注) 1．原価計算の方法として、個別原価計算による実際原価計算を採用しております。

2．前事業年度の材料費には、棚卸資産廃棄損667千円及び棚卸資産評価損 200千円を含めて表示しており、当事業年度の材料費には、棚卸資産廃棄損11千円及び棚卸資産評価損56千円を含めて表示しております。

1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
外注加工費（千円）	49,337	228,347
旅費交通費（千円）	41,765	48,803
減価償却費（千円）	31,397	35,912
荷造運賃（千円）	38,208	28,262

2 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
研究開発費（千円）	151,030	170,382
建設仮勘定（千円）	71,802	191,199
販売促進費（千円）	9,482	37,020
事業撤退損（千円）	58,721	-
合計（千円）	291,035	398,602

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日 ）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	810,462	132,612	78,903	211,516	2,332	63,606	8,000
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						2,432	
新株の発行 （新株予約権の行使）	3,412	3,412		3,412			
剰余金の配当							
当期純損失（ ）							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	3,412	3,412	-	3,412	-	2,432	-
当期末残高	813,874	136,025	78,903	214,928	2,332	61,173	8,000

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	211,882	137,943	426	883,607	195,558	1,079,166
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	2,432	-		-		-
新株の発行 （新株予約権の行使）				6,825		6,825
剰余金の配当						-
当期純損失（　）	142,270	142,270		142,270		142,270
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					14,843	14,843
当期変動額合計	139,837	142,270	-	135,445	14,843	120,602
当期末残高	351,720	280,214	426	748,162	210,401	958,564

当事業年度（自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	813,874	136,025	78,903	214,928	2,332	61,173	8,000
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						2,432	
当期純利益							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,432	-
当期末残高	813,874	136,025	78,903	214,928	2,332	58,741	8,000

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	351,720	280,214	426	748,162	210,401	958,564
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	2,432	-		-		-
当期純利益	76,855	76,855		76,855		76,855
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					1,665	1,665
当期変動額合計	79,288	76,855	-	76,855	1,665	78,521
当期末残高	272,431	203,358	426	825,018	212,067	1,037,085

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	130,052	81,281
減価償却費	126,561	97,206
株式報酬費用	15,108	10,434
破産更生債権等の増減額（ は増加）	-	32,621
貸倒引当金の増減額（ は減少）	131	32,621
製品保証引当金の増減額（ は減少）	719	3,453
支払利息	33,972	40,943
シンジケートローン手数料	18,120	2,483
受取利息及び受取配当金	215	608
償却債権取立益	-	10,933
業務受託料	180	180
雑収入	168	51
事業撤退損	247,134	-
補助金収入	59,265	1,916
売上債権の増減額（ は増加）	136,017	331,083
棚卸資産の増減額（ は増加）	371,756	413,806
未収消費税等の増減額（ は増加）	9,936	65,882
仕入債務の増減額（ は減少）	23,062	36,660
未払金の増減額（ は減少）	15,303	1,175
未払消費税等の増減額（ は減少）	33,688	33,688
契約負債の増減額（ は減少）	51,461	123,711
その他	36,826	7,418
小計	522,915	468,216
利息及び配当金の受取額	215	608
業務受託料の受取額	180	180
補助金の受取額	59,265	1,916
利息の支払額	35,478	40,276
法人税等の支払額	3,126	13,641
営業活動によるキャッシュ・フロー	543,970	519,429
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	66,586	54,784
無形固定資産の取得による支出	166	17,272
定期預金の純増減額（ は増加）	2	90,009
償却債権の回収による収入	-	10,933
その他	-	1,120
投資活動によるキャッシュ・フロー	66,755	27,765
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	6,717	-
新株予約権の買取による支出	-	6,233
短期借入金の純増減額（ は減少）	500,000	720,800
長期借入金の返済による支出	154,224	154,224
シンジケートローン手数料の支払額	18,120	2,483
リース債務の返済による支出	9,833	8,809
配当金の支払額	14	101
財務活動によるキャッシュ・フロー	675,475	548,947
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	932
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	198,256	58,215
現金及び現金同等物の期首残高	594,574	396,317
現金及び現金同等物の期末残高	396,317	454,532

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～38年

構築物 10～15年

機械及び装置 3～12年

車両運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 4～15年

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産につきましては、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアは、見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 製品保証引当金

製品の保証期間に発生する無償保証費に備えるため、過去の実績に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、基板検査装置関連事業を行っており、ロールtoロール型検査装置、フラットベッド型検査装置及びインライン検査装置の各種製品の製造・販売を行っております。これらの製品の販売については、顧客との契約内容等から判断し、国内顧客におきましては検収時点、海外顧客につきましては設置時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
仕掛品	407,987	616,815

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

仕掛品のうち、一部のものについては、受注の予測に基づいた戦略的な見込生産をすることがあり、見込生産品に対する収益性の低下を判断するにあたっては、受注の実現可能性があることが主要な仮定となっております。

当該主要な仮定は、経済環境の変化や顧客ニーズの変化等により影響を受ける可能性があるため、変動が生じた場合には翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年4月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 後発事象に関する会計基準等

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年4月期の期首から適用予定であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

機械及び装置のうち、検査装置デモ機の耐用年数については、従来、耐用年数を3年として減価償却を行っていましたが、使用実績等に基づき経済的使用可能予測期間を見直した結果、3年を超えて使用されることが見込まれると判断したため、当事業年度の期首から耐用年数を6年に変更しております。この変更に伴い、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ9,099千円増加しております。

(追加情報)

(保有目的の変更)

当事業年度において、保有目的の変更により、棚卸資産の一部187,503千円を建設仮勘定に振り替えております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 4 月30日)	当事業年度 (2026年 4 月30日)
コミットメントラインの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	1,000,000	1,600,000
差引額	1,000,000	400,000

なお、上記コミットメントライン契約には以下の財務制限条項が付されておりますが、当事業年度末において、財務制限条項に抵触しておりません。

- (1) 各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、2024年4月期における貸借対照表の純資産の部の金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- (2) 各年度の決算期における損益計算書の経常損益が、いずれも損失とならないようにすること。

(損益計算書関係)

1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
	358,872千円	256,186千円

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
営業取引による取引高	60,000千円	61,000千円
営業外取引による取引高	180	180
計	60,180	61,180

3 営業外収益に関する注記

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、金融機関から利子補給制度を含めた借入を行っており、営業外収益の「雑収入」に含まれている利子補給金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
	168千円	51千円

4 減損損失

前事業年度（自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月30日）

当社は、当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産の概要及び減損損失の金額

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
秋田県仙北市 （本社）	事業用資産	固定資産	187,763

減損損失は、事業撤退損に含めて計上しております。

資産のグルーピングの方法

当社は、減損会計の適用にあたり、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

事業用資産に係る回収可能価額は、他への転用や売却が困難なことから備忘価額 1 円としております。

当事業年度（自 2025年 5月 1日 至 2026年 4月30日）

該当事項はありません。

5 事業撤退損

前事業年度（自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月30日）

当社は、当事業年度において、露光装置事業からの撤退に伴い生じた損失247,134千円を、事業撤退損として特別損失に計上しております。その内訳は、棚卸資産58,721千円、固定資産187,763千円及びその他資産649千円となります。

当事業年度（自 2025年 5月 1日 至 2026年 4月30日）

該当事項はありません。

6 売上原価に含まれている収益性の低下に伴う簿価切下げ額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月30日）	当事業年度 （自 2025年 5月 1日 至 2026年 4月30日）
原材料	104千円	160千円
仕掛品	23,741	-
計	23,846	160

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	4,006,800	6,000	-	4,012,800
合計	4,006,800	6,000	-	4,012,800
自己株式				
普通株式	192	-	-	192
合計	192	-	-	192

（注）普通株式の発行済株式の増加6,000株は、第13回新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	204,167
提出会社	第13回新株予約権	普通株式	302,900	-	6,000	296,900	5,344
提出会社	第14回新株予約権	普通株式	189,300	-	-	189,300	889
合計		-	492,200	-	6,000	486,200	210,401

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	4,012,800	-	-	4,012,800
合計	4,012,800	-	-	4,012,800
自己株式				
普通株式	192	-	-	192
合計	192	-	-	192

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	212,067
提出会社	第13回新株予約権	普通株式	296,900	-	296,900	-	-
提出会社	第14回新株予約権	普通株式	189,300	-	189,300	-	-
合計		-	486,200	-	486,200	-	212,067

(注) 第13回及び第14回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
現金及び預金勘定	540,332千円	508,538千円
預入期間が3か月を超える定期預金	144,014	54,005
現金及び現金同等物	396,317	454,532

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、2019年12月に完成いたしました新工場の増築部分で使用するリフトテーブル(「機械装置」)、社有車(「車両運搬具」)及びサーバー(「工具、器具及び備品」)であります。

無形固定資産

主として、仕入・在庫管理システムのバージョンアップ(「ソフトウェア」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、運転資金等必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、海外輸出に係る営業債権は原則として円建てであり、為替の変動リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資や運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後11年であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り計画を作成するなどして管理しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、営業部及び管理部が主要な取引先の状況の定期的なモニタリングや、営業担当者へのヒアリングを行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係るリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

生産管理及び営業担当部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年４月30日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
破産更生債権等	32,621	32,621	-
貸倒引当金(*2)	32,621	32,621	-
	-	-	-
資産計	-	-	-
長期借入金(*3)	661,310	650,494	10,815
負債計	661,310	650,494	10,815

当事業年度（2026年４月30日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金(*3)	507,086	484,527	22,558
負債計	507,086	484,527	22,558

(*1)現金及び預金、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2)破産更生債権等には、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)前事業年度の長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金154,224千円を含めており、当事業年度の長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金130,438千円を含めております。

(*4)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2025年４月30日）	当事業年度 （2026年４月30日）
非上場株式	1,684	1,684

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	540,332	-	-	-
電子記録債権	289,957	-	-	-
売掛金	770,702	-	-	-
合計	1,600,992	-	-	-

当事業年度(2026年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	508,538	-	-	-
電子記録債権	126,736	-	-	-
売掛金	1,265,007	-	-	-
合計	1,900,281	-	-	-

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2025年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	154,224	130,438	128,232	98,232	41,992	108,192
リース債務	7,970	3,779	806	-	-	-
合計	162,194	134,217	129,038	98,232	41,992	108,192

当事業年度(2026年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	130,438	128,232	98,232	41,992	21,312	86,880
リース債務	5,238	2,264	1,458	1,458	619	-
合計	135,676	130,496	99,690	43,450	21,931	86,880

(注) 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定にかかるインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	650,494	-	650,494
負債計	-	650,494	-	650,494

当事業年度(2026年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	484,527	-	484,527
負債計	-	484,527	-	484,527

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
子会社株式	1,684	1,684

2. その他有価証券

前事業年度(2025年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年4月30日)

該当事項はありません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2025年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年4月30日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度のうち、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
共済制度への掛金拠出額	893	951
確定拠出年金制度への掛金拠出額	14,409	14,443

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
売上原価の株式報酬費	4,324	2,659
販売費及び一般管理費の株式報酬費	10,784	7,775

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
新株予約権戻入益	157	2,535

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第 6 回新株予約権 (ストック・オプション)	第 7 回新株予約権 (ストック・オプション)	第 9 回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注 1)	当社取締役 2 名 当社監査役 1 名 当社従業員 28 名 子会社従業員 3 名	当社取締役 3 名 当社従業員 1 名	当社取締役 4 名 当社監査役 2 名 当社従業員 35 名 子会社従業員 3 名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注 2)	普通株式 29,400 株	普通株式 3,500 株	普通株式 36,500 株
付与日	2016 年 7 月 1 日	2017 年 7 月 3 日	2018 年 4 月 20 日
権利確定条件	[第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況] に記載 のとおりであります。	[第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況] に記載 のとおりであります。	[第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況] に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	2018 年 7 月 2 日 ~ 2026 年 6 月 23 日	2019 年 7 月 4 日 ~ 2027 年 6 月 22 日	2020 年 4 月 21 日 ~ 2028 年 4 月 15 日

	インスペック株式会社 2017 年新株予約権 (ストック・オプション)	インスペック株式会社 2018 年新株予約権 (ストック・オプション)	第 11 回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注 1)	当社取締役 2 名	当社取締役 3 名	当社取締役 4 名 当社監査役 3 名 当社従業員 48 名 子会社従業員 3 名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注 2)	普通株式 2,900 株	普通株式 10,000 株	普通株式 18,800 株
付与日	2017 年 9 月 20 日	2018 年 9 月 19 日	2019 年 4 月 22 日
権利確定条件	[第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況] に記載 のとおりであります。	[第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況] に記載 のとおりであります。	[第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況] に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	2017 年 9 月 21 日 ~ 2047 年 9 月 20 日	2018 年 9 月 20 日 ~ 2048 年 9 月 19 日	2021 年 4 月 23 日 ~ 2029 年 4 月 11 日

	インスベック株式会社 2019年新株予約権 (ストック・オプション)	インスベック株式会社 2020年新株予約権 (ストック・オプション)	インスベック株式会社 2021年新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社取締役 3名	当社取締役 3名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 10,000株	普通株式 9,300株	普通株式 5,800株
付与日	2019年9月6日	2020年9月11日	2021年9月14日
権利確定条件	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	2019年9月9日 ~ 2049年9月8日	2020年9月14日 ~ 2050年9月13日	2021年9月15日 ~ 2051年9月14日

	インスベック株式会社 2022年新株予約権 (ストック・オプション)	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第16回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社取締役 4名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 66名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 79名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 10,000株	普通株式 18,800株	普通株式 19,300株
付与日	2022年9月13日	2022年8月23日	2023年8月24日
権利確定条件	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	2022年9月14日 ~ 2052年9月13日	2024年8月24日 ~ 2032年8月7日	2025年8月25日 ~ 2033年8月8日

	インスペック株式会社 2023年新株予約権 (ストック・オプション)	第17回新株予約権 (ストック・オプション)	インスペック株式会社 2025年新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社取締役 4名	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社従業員 83名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 8,500株	普通株式 19,800株	普通株式 10,000株
付与日	2023年9月11日	2025年8月25日	2025年9月16日
権利確定条件	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	2023年9月12日 ~ 2053年9月11日	2027年8月26日 ~ 2035年8月7日	2025年9月17日 ~ 2055年9月16日

(注) 1. 当社取締役、当社監査役、当社従業員、子会社従業員の区分の記載は付与当時の状況であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第7回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第9回 新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2017年新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2018年新株予約権 (ストック・ オプション)
権利確定前 (株)					
前事業年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前事業年度末	29,600	3,500	37,900	2,900	10,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	200	-	1,400	-	-
未行使残	29,400	3,500	36,500	2,900	10,000

	第11回 新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2019年新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2020年新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2021年新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2022年新株予約権 (ストック・ オプション)
権利確定前 (株)					
前事業年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前事業年度末	19,300	10,000	9,300	5,800	10,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	500	-	-	-	-
未行使残	18,800	10,000	9,300	5,800	10,000

	第15回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第16回 新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2023年新株予約権 (ストック・ オプション)	第17回 新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2025年新株予約権 (ストック・ オプション)
権利確定前 (株)					
前事業年度末	-	19,600	-	-	-
付与	-	-	-	20,000	10,000
失効	-	-	-	200	-
権利確定	-	19,600	-	-	10,000
未確定残	-	-	-	19,800	-
権利確定後 (株)					
前事業年度末	19,300	-	8,500	-	-
権利確定	-	19,600	-	-	10,000
権利行使	-	-	-	-	-
失効	500	300	-	-	-
未行使残	18,800	19,300	8,500	-	10,000

単価情報

	第6回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第7回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第9回 新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2017年新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2018年新株予約権 (ストック・ オプション)
権利行使価 格 (円)	1,449	1,342	1,207	1	1
行使時平均株 価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	1,056	958	838	1,406	1,046

	第11回 新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2019年新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2020年新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2021年新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2022年新株予約権 (ストック・ オプション)
権利行使価 格 (円)	1,643	1	1	1	1
行使時平均株 価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	1,000	1,675	2,694	1,739	1,218

	第15回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第16回 新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2023年新株予約権 (ストック・ オプション)	第17回 新株予約権 (ストック・ オプション)	インスペック 株式会社 2025年新株予約権 (ストック・ オプション)
権利行使価 格 (円)	1,363	1,499	1	733	1
行使時平均株 価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	788	849	1,241	440	675

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたインスペック株式会社第17回新株予約権及び2025年新株予約権の公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	第17回 新株予約権	インスペック株式会社 2025年新株予約権 (ストック・オプション)
株価変動性(注)1(注)2	66.71%	82.05%
予想残存期間(注)3	6年	15年
予想配当(注)4	0円	0円
無リスク利率(注)5	1.23%	2.23%

(注)1. 6年間(2019年8月から2025年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

(注)2. 15年間(2010年9月から2025年9月まで)の株価実績に基づき算定しております。

(注)3. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注)4. 2026年4月期の配当実績によっております。

(注)5. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 4 月30日)	当事業年度 (2026年 4 月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金 (注) 2	491,724千円	534,344千円
事業撤退損	67,540	37,324
長期未払金	28,720	27,905
固定資産減損損失	35,266	21,425
未払賞与	12,233	15,259
棚卸資産評価損否認	12,397	12,441
固定資産評価損	4,981	10,112
減価償却超過額	11,760	8,652
未払賞与法定福利費	1,851	2,200
製品保証引当金	1,140	2,174
未払事業税	3,512	1,248
仕掛品評価損否認	19,064	-
貸倒引当金	9,760	-
繰延税金資産小計	699,954	673,089
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	491,724	534,344
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	185,745	116,260
評価性引当額小計 (注) 1	677,469	650,604
繰延税金資産合計	22,484	22,484
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	26,117	25,079
その他	17	11
繰延税金負債合計	26,134	25,090
繰延税金資産純額又は繰延税金負債純額 ()	3,650	2,605

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金の増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰越期限別の金額

前事業年度 (2025年 4 月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金 (注)	-	-	-	-	-	491,724	491,724
評価性引当額	-	-	-	-	-	491,724	491,724
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2026年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（注）	-	-	-	-	278,900	255,444	534,344
評価性引当額	-	-	-	-	278,900	255,444	534,344
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（注）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
法定実効税率		29.9%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	税引前当期純損失を計上	0.6%
評価性引当額の増減	しているため、記載を省略	33.1%
住民税均等割	しております。	6.7%
税額控除		0.1%
その他		1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		5.4%

（持分法損益等）

当社が有している関係会社である台湾英視股份有限公司は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、基板検査装置関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、製品ごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(単位:千円)

	基板検査装置関連事業	合計
ロールtoロール型検査装置	1,091,360	1,091,360
フラットベッド型検査装置	896,370	896,370
インライン検査装置	54,400	54,400
その他	195,638	195,638
顧客との契約から生じる収益	2,237,768	2,237,768
外部顧客への売上高	2,237,768	2,237,768

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

(単位:千円)

	基板検査装置関連事業	合計
ロールtoロール型検査装置	385,000	385,000
フラットベッド型検査装置	1,422,670	1,422,670
インライン検査装置	127,700	127,700
その他	543,580	543,580
顧客との契約から生じる収益	2,478,950	2,478,950
外部顧客への売上高	2,478,950	2,478,950

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「注記事項(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充実と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	924,642	1,060,659
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,060,659	1,391,743
契約負債(期首残高)	51,461	-
契約負債(期末残高)	-	123,711

契約負債は主に、製品の検収及び設置前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債に表示しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、基板検査装置関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	合計
1,383,444	854,323	2,237,768

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
TOPPAN株式会社	383,832
株式会社村田製作所	333,970

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	合計
1,547,377	931,572	2,478,950

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
ADVANCED SUBSTRATE TECHNOLOGIES PTE.LTD.	734,000
新光電気工業株式会社	323,353
株式会社村田製作所	312,792
住友電気工業株式会社	293,586

(注)当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

当事業年度において、固定資産の減損損失187,763千円を計上しておりますが、当社の事業は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

該当事項はありません。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
1 株当たり純資産額	186.45円	205.61円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 ()	35.51円	19.15円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	-	18.87円

(注) 1 . 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 4 月30日)	当事業年度 (2026年 4 月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	958,564	1,037,085
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	210,401	212,067
(うち新株予約権 (千円))	(210,401)	(212,067)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	748,162	825,018
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (株)	4,012,608	4,012,608

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（ ）		
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	142,270	76,855
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失（ ）（千円）	142,270	76,855
普通株式の期中平均株式数（株）	4,006,822	4,012,608
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	-	60,127
（うち新株予約権（株））	（ - ）	（ 60,127 ）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第6回新株予約権となる 無償ストックオプション （普通株式 29,400株） 第7回新株予約権となる 無償ストックオプション （普通株式 3,500株） 第9回新株予約権となる 無償ストックオプション （普通株式 36,500株） 第11回新株予約権となる 無償ストックオプション （普通株式 18,800株） 第15回新株予約権となる 無償ストックオプション （普通株式 18,800株） 第16回新株予約権となる 無償ストックオプション （普通株式 19,300株） 第17回新株予約権となる 無償ストックオプション （普通株式 19,800株）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	857,236	8,075	-	865,312	467,225	23,829	398,086
構築物	80,046	-	-	80,046	64,234	2,709	15,812
機械及び装置	264,120	-	-	264,120	193,558	34,979	70,562
車両運搬具	1,857	-	-	1,857	1,856	-	0
工具、器具及び備品	100,579	13,229	1,425	112,383	76,860	15,519	35,523
リース資産	41,003	6,630	2,782	44,850	36,248	6,896	8,602
土地	132,440	-	-	132,440	-	-	132,440
建設仮勘定	19,030	212,268 (注)	24,764	206,533	-	-	206,533
有形固定資産計	1,496,313	240,202	28,972	1,707,544	839,983	83,935	867,560
無形固定資産							
借地権	0	-	-	0	-	-	0
ソフトウェア	115,145	14,872	-	130,017	102,457	13,271	27,559
その他	0	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	115,145	14,872	-	130,017	102,457	13,271	27,559

(注)「建設仮勘定」の「当期増加額」は主に販売促進用デモ機への棚卸資産からの振替によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	1,720,800	2.356	2026年7月～12月
1年以内に返済予定の長期借入金	154,224	130,438	1.446	-
1年以内に返済予定のリース債務	7,970	5,238	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	507,086	376,648	1.440	2027年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,586	5,801	-	2027年～2030年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,673,866	2,238,926	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	128,232	98,232	41,992	21,312
リース債務	2,264	1,458	1,458	619

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	36,887	45,000	36,887	-	45,000
役員賞与引当金	4,000	6,000	4,000	-	6,000
製品保証引当金	3,812	7,266	-	3,812	7,266
貸倒引当金	32,621	2,015	34,636	-	-

(注) 1. 賞与引当金、役員賞与引当金、製品保証引当金及び貸倒引当金の計上基準は、重要な会計方針の欄に記載しております。

2. 製品保証引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替額による減少であります。

3. 貸倒引当金の「当期増加額」は、破産更生債権等に対する為替変動によるものであります。

4. 貸倒引当金の「当期減少額(目的使用)」は、破産更生債権の貸倒処理に伴う取崩によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	236
預金	
当座預金	1,251
別段預金	160
普通預金	452,884
定期預金	48,005
定期積金	6,000
小計	508,302
合計	508,538

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
住友電気工業株式会社	318,567
新光電気工業株式会社	288,181
ADVANCED SUBSTRATE TECHNOLOGIES PTE.LTD.	247,400
TAIWAN KONG KING CO.,LTD.	108,769
株式会社メイコー	78,265
その他	223,824
合計	1,265,007

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
770,702	2,633,687	2,139,382	1,265,007	62.8	141

(注) 当期発生高には消費税が含まれております。

ハ．電子記録債権

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アルプスアルパイン株式会社	123,926
株式会社SIMMTECH GRAPHICS	2,810
合計	126,736

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
2026年5月(注)	123,574
6月	2,810
8月	352
合計	126,736

(注) 期末日満期電子記録債権の会計処理については、電子記録債権決済日をもって決済処理をしております。

二．仕掛品

品目	金額(千円)
ロールtoロール型検査装置	295,426
フラットベッド型検査装置	227,591
インライン型検査装置	81,231
その他	12,565
合計	616,815

ホ．原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
原材料	
主材料	212,280
副材料	8,855
小計	221,136
貯蔵品	
消耗品、事務用品等	598
小計	598
合計	221,734

負債の部

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
ダイترون株式会社	27,735
株式会社ラプラス	17,125
有限会社テーケーマシーン	9,234
株式会社エーディーエステック	9,000
株式会社アイディール	5,940
その他	53,493
合計	122,528

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

（累計期間）	中間会計期間	当事業年度
売上高（千円）	372,904	2,478,950
税引前中間純損失（ ）又は 税引前当期純利益（千円）	214,097	81,281
中間純損失（ ）又は 当期純利益（千円）	216,123	76,855
1株当たり中間純損失（ ）又は 1株当たり当期純利益（円）	53.86	19.15

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5 月 1 日から 4 月30日まで
定時株主総会	7 月中
基準日	4 月30日
剰余金の配当の基準日	4 月30日、10月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.inspec21.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第37期（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）2025年7月23日東北財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年7月23日東北財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第38期中（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）2025年12月12日東北財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年7月28日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 7 月17日

インスペック株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 加藤 大佑
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 宮澤 勇貴
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インスペック株式会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

仕掛品（見込生産品）の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

当事業年度末の貸借対照表においては、仕掛品が616百万円計上されており、総資産3,738百万円の約16.5%を占めている。 会社は、主として基板検査装置関連機器の製造及び販売を行っており、受注生産を基本とする一方で、顧客からの納期要請等に対応するため、将来に受注が見込まれる装置について、戦略的に見込み生産を行う場合がある。 見込生産品の評価に当たっては、半導体関連市場の動向や過去の同種装置の販売実績、販売価格、販売までの期間、顧客における製品開発状況及び生産ラインの稼働計画等を踏まえたうえで、顧客との商談の進捗を確認し、正味売却価額及び販売可能性を見積り必要がある。 昨今の市場環境は、AIデータセンター向けを中心とした高性能基板需要が継続している一方で、資材高騰や地政学的リスク等の影響で、顧客の投資計画、製品開発スケジュール、生産ラインの立上げ時期等が大幅に遅延するリスクもあり、必ずしも会社想定通りに販売計画が進捗しない可能性がある。 そのため、見込生産品に係る収益性の判断については、不確実性が高く、経営者による重要な見積り及び判断が含まれ、また、当事業年度の財務諸表に与える金額的重要性も高いことから、当監査法人は、仕掛品（見込生産品）の評価の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、仕掛品（見込生産品）の評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・仕掛品の評価に係る会社の会計方針及び評価プロセスを理解するとともに、見込生産品の販売可能性及び正味売却価額の見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・過年度に見込生産品として評価されていた仕掛品について、当事業年度における受注、販売又は処分の実績を把握し、過年度における経営者の見積りの合理性を評価した。 ・当事業年度末における主要な見込生産品について、経営者及び生産管理責任者に質問等を実施し、顧客との商談状況、受注見込み、販売予定時期、販売予定価格等について検証を行った。 ・受注又は内示がある見込生産品については、注文書、契約書、内示書、顧客との協議資料及び関連するメール等を閲覧し、会社評価の妥当性について検討した。 ・受注又は内示が未了の見込生産品については、過去の同種装置の販売実績、販売価格及び販売までの期間との比較を行ったうえで、顧客との商談の進捗状況やこれを裏付ける関連資料の閲覧等を実施し、会社評価の妥当性について慎重に検討を行った。
---	---

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インスベック株式会社の2026年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、インスベック株式会社が2026年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。